

静岡県告示第793号

新規産業立地事業費補助金交付要綱（平成15年静岡県告示第317号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月10日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第1 趣旨</p> <p>知事は、産業の高度化及び活性化並びに雇用の創出を図るため、県内で新規産業立地事業を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>第2 定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。<u>ただし、既にこの要綱又は旧新成長産業立地事業費補助金交付要綱（平成7年静岡県告示第635号）に基づく補助金の交付を受けた企業等が行う工場等の新設又は増設（地域経済の活性化に資する工場等の新設又は増設であって、別に行う審査を経て知事が特に認めたものを除く。）を除く。</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 業務の開始に伴い、当該事業に係る事業所の特定企業等（当該企業等並びにその子会社及びその関連会社をいう。以下同じ。）の従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマーを除く。）にあつては100分の100の換算率により換算した数とし、県内に住所を有する従業員（パートタイマーに限る。）にあつては100分の50の換算率により換算した数とする。以下同じ。）及び特定企業等の県内に</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>知事は、産業の高度化及び活性化並びに<u>質の高い</u>雇用の創出を図るため、県内で新規産業立地事業を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>第2 定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>⑦ 業務の開始に伴い、当該事業に係る事業所の特定企業等（当該企業等並びにその子会社及びその関連会社をいう。以下同じ。）の従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマーを除く。）にあつては100分の100の換算率により換算した数とし、県内に住所を有する従業員（パートタイマーに限る。）にあつては100分の50の換算率によ</u></p>

おける従業員の数が、それぞれ1人以上増加すること。

エ～キ (略)

(4) (略)

第3 補助の対象及び補助率(額)

(1) (略)

(2) 補助率(額)

ア (1)に掲げる経費の7パーセント(別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合にあっては、10パーセント)以内とし、5億円(別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合にあっては、10億円)を限度とする。

イ (略)

り換算した数とする。以下同じ。)及び特定企業等の県内における従業員の数が、それぞれ1人以上増加すること。

(4) 工場又は物流施設の業務の開始に伴い、当該事業に係る事業所の特定企業等の従業員の数及び特定企業等の県内における従業員の数が、0人以上1人未満増加し、かつ、知事が別に定めるところにより算出した県内の全事業所における生産性が10パーセント以上向上すること。

エ～キ (略)

(4) (略)

第3 補助の対象及び補助率(額)

(1) (略)

(2) 補助率(額)

ア (1)に掲げる経費の7パーセント(別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合にあっては、10パーセント)以内とする。ただし、(1)に掲げる経費の合計が100億円以上の場合、7億円(別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合にあっては、10億円)に、別に行う審査を経て知事が特に認めた額を加えた額とする。

イ (略)

様式第2号中

- 「
- 1 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者（平成29年1月1日前にあっては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び65歳に達した日以後に雇用された者）の数を記入すること。
 - 2 前1年間の平均は、用地取得日（当該事業の着手の日から2年以内に業務を開始する場合は事業着手日）の属する月の前月から起算して前1年間の人数の平均を記入すること。
- 」

- 「
- 1 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者（平成29年1月1日前にあっては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び65歳に達した日以後に雇用された者。以下同じ。）の数を記入すること。
 - 2 前1年間の平均は、用地取得日（当該事業の着手の日から2年以内に業務を開始する場合は事業着手日。以下同じ。）の属する月の前月から起算して前1年間の人数の平均を記入すること。

8 雇用及び生産計画

	特定企業等の県内全事業所			
	正従業員 (人)	パート タイマー (人)	生産品目	1 生産量 (/月) 2 生産額(百万円/月) (該当する番号を○で 囲むこと)
前1年間の平均				
後1年目の平均				
後2年目の平均				
後3年目の平均				

(注)

- 1 第2(3)ウ(4)に該当する場合にのみ記入すること。
- 2 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者であって、県内居住者の人数を記入すること。
- 3 前1年間の平均は、用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均を記入すること。
- 4 後1年目の平均は、業務開始日の属する月から12か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 5 後2年目の平均は、13か月目から24か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 6 後3年目の平均は、25か月目から36か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 7 生産品目は、特定企業等の県内全事業所で生産される主な品目を記入すること。

「8 投資計画（実績）」を「9 投資計画（実績）」に、「9 資金調達計画（実績）」を「10 資金調達計画（実績）」に、「10 工場等の設置により地域に及ぼす社会的波及効果」を「11 工場等の設置により地域に及ぼす社会的波及効果」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。
- 2 公示の日前に事業に着手した工場等（この告示による改正後の新規産業立地事業費補助金交付要綱第2(2)に規定する工場等をいう。）の新設及び増設に対する補助金については、なお従前の例による。